

鎌倉市議会

9月定例会議案集

(その1)

(原案訂正分)

平成30年

目 次

議案第 50 号 平成30年度鎌倉市一般会計補正予算（第 5 号） 5

議案第 50 号

平成30年度鎌倉市一般会計
補正予算（第5号）

平成30年度鎌倉市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ175,868千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60,268,303千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

平成30年9月5日提出

鎌倉市長 松尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
55	国庫支出金	7,236,851	40,348	7,277,199
	10 国庫補助金	1,408,667	40,348	1,449,015
60	県支出金	3,318,478	7,246	3,325,724
	10 県補助金	777,806	7,246	785,052
75	繰入金	2,516,946	△10,000	2,506,946
	5 基金繰入金	2,514,946	△10,000	2,504,946
80	繰越金	607,417	89,618	697,035
	5 繰越金	607,417	89,618	697,035
85	諸収入	2,202,420	856	2,203,276
	25 雑入	502,031	856	502,887
90	市債	1,970,500	47,800	2,018,300
	5 市債	1,970,500	47,800	2,018,300
	歳入合計	60,092,435	175,868	60,268,303

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	総務費	7,370,857	22,144	7,393,001
	5 総務管理費	5,973,333	22,144	5,995,477
15	民生費	24,013,932	41,000	24,054,932
	5 社会福祉費	12,027,049	17,000	12,044,049
	10 児童福祉費	9,767,789	24,000	9,791,789
30	農林水産業費	219,449	16,534	235,983
	5 農業水産業費	219,449	16,534	235,983
45	土木費	7,752,060	95,334	7,847,394
	20 都市計画費	4,494,619	95,334	4,589,953
55	教育費	5,579,180	856	5,580,036
	20 社会教育費	1,684,788	856	1,685,644
	歳 出 合 計	60,092,435	175,868	60,268,303

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
45 土木費	20 都市計画費	源氏山公園第一公衆トイレ改築事業	千円 64,600

第3表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
放課後子どもひろばだいいち・ だいいち子どもの家 「うみがめ」外1施設 管理運営事業費	平成30年度から 平成33年度まで	千円 225,615
保育士派遣業務 (緊急一時預かり事業分) 委託事業費	平成30年度から 平成31年度まで	12,632
保育士派遣業務 (通常保育業務分) 委託事業費	平成30年度から 平成31年度まで	59,155
小学校給食調理等 委託事業費・ (第二小学校・ 御成小学校)	平成30年度から 平成33年度まで	基準日における1校当たり1日の 推計給食数が401食から500食ま では60,000千円、501食から600 食までは63,000千円、601食から 700食までは69,000千円を平成31 年度から平成33年度までの基本 額とし、これに消耗品費として1 食当たり10円を推計総給食数に 乗じて得た額を加えた額に消費 税相当額を加えた額の合計額

第4表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市計画事業費	千円 468,000	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 515,800	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
合 計	1,970,500				2,018,300			